

令和 8 年度
徳島県幼稚園等教育課程研究集会
実施要項

主催 徳島県教育委員会

令和 8 年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会 実 施 要 項

1 目 的

幼稚園等の教育課程の編成及び幼児教育と小学校教育との円滑な接続、また実施に伴う指導上の諸問題について協議し、教員の指導力を高め、幼児教育や架け橋期の教育の振興・充実を図る。

2 主 催

徳島県教育委員会

3 日時・場所

令和 8 年 8 月 3 日（月） 徳島県立総合教育センター 2 階 大研修室
板野郡板野町犬伏字東谷 1－7 電話 088-672-5000

4 日 程

9:15 9:45 10:00 11:30 12:00 13:00 13:50 14:00 14:50 15:00 15:50 16:00

受付	開会 イントロ ダクション	講演	松茂町 発表	昼食	研究発表 ①	休憩	研究発表 ②	休憩	協議	閉会 リフレク ション
----	---------------------	----	-----------	----	-----------	----	-----------	----	----	-------------------

(1) 講演「幼稚園教育要領等改訂を見据えた、これからの幼保小の連携・接続について」
鳴門教育大学大学院学校教育研究科幼児教育コース 教授 佐々木 晃 氏

(2) 実践発表「幼保・小・中連携推進事業『学びのかけ橋』プロジェクト」
(令和 6、7 年度県指定地域松茂町)
徳島市八万小学校 教諭 中岡 宏美 氏

(3) 協議主題
幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

5 参 加 者

指導主事、幼稚園・保育所・認定こども園の園（所）長、副園（所）長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師、保育士等、特別支援学校（幼稚部・小学部）・小学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師等 約 60 名

6 事前研究と研究発表

幼児教育施設からの終日参加者は、研究集会の成果を上げるため、協議主題についての事前研究を行い、A 4 用紙 1～2 ページ程度（両面印刷 1 枚）にまとめて、研修集会において参加者に配付する。

研究発表者は、協議主題についての研究を A 4 用紙 3～4 ページ程度（両面印刷 2 枚

程度)に資料をまとめて、研究集会の参加者に配付する。発表時間は、一人あたり 20 分間程度とする。

※なお、研究集会資料作成に当たっては、著作権及び個人情報の取扱いに留意し、貴園・所の管理職の了承を得て提出すること。

研究資料は各自 55 部印刷すること。

[研究資料の様式]

令和 8 年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会資料		整理番号
		例 25(名簿番号)
園(所)名 氏名		
研究主題		
1 本文		
(1)		
①		
ア		

7 司会者・研究発表者・助言者等の打合せについて

出張等の精選のため実施しないが、適宜連絡を取り合って事前準備を進めるようにする。

- 発表者は、助言者の指導を受けるとともに、司会者に発表内容等を伝える。
- 司会者は、発表者の内容や主題解説等をもとに、討議の柱を助言者と検討する。
- 記録者は、当日の研究発表の内容を記録し、所定の様式で期日までに提出する。

なお、役員には、確認事項や様式等についての文書を県教育委員会義務教育課担当から送付する。

8 その他

- (1) 幼児教育施設からの終日参加者は、研究資料とともに、幼稚園教育要領解説や協議

に使用する実践記録等を持参してください。

(2) 参加者の旅費について県費からの支出はありません。

(3) やむを得ず欠席する場合は、あらかじめ管理職（緊急の場合は本人）が担当者まで電話連絡し、管理職は、速やかに欠席届（PDF形式）を「徳島県教育委員会義務教育課長」にメールに添付して提出してください。送付は、園・学校代表メールアドレスもしくは管理職のメールアドレスから行うようにしてください。欠席届の様式は、徳島県保育・幼児教育センターのWebサイト（<https://youjikyoku.tokushima-ec.ed.jp/>）からダウンロードできます。

【提出先】徳島県教育委員会義務教育課

gimukyoku_1@g.tokushima-ec.ed.jp

※公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園においては、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局へもメールに添付して提出してください。

(4) 研修当日、午前7時の時点で研修会場を含む地域（総合教育センターの場合は「板野町」地域）に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表中の場合は、その日の研修講座等は中止します。後日、振り替えて実施することはありません。

(5) 研修当日、出発地又は研修会場までの経路を含む地域に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表されたことにより旅程に支障がでる場合は、管理職を通して電話連絡してください。欠席の場合は(3)の手順に従ってください。

(6) 研修にふさわしい服装で参加してください。

(7) 昼食は各自で御準備ください。

(8) 本研修講座は、ミドルリーダー研修受講者が選択する研修講座として受講可能な研修講座です。

令和8年度徳島県幼稚園等教育課程研究集会役員

	役 割	所 属	氏 名
研究発表①	司 会	鳴門市板東幼稚園 主任教諭	板東 美幸
	発 表	吉野川市立鴨島東こども園 保育教諭	阿部 佑香
	助 言	吉野川市こども未来課 指導主事	中野 弘美
	記 録	阿南市立富岡幼稚園 教諭	濱 由香里
研究発表②	司 会	鳴門市板東幼稚園主任教諭	板東 美幸
	発 表	つるぎ町立貞光幼稚園 教諭	伊藤 美和子
	助 言	つるぎ町立半田幼稚園 教諭	前田 剛史
	記 録	徳島市立福島幼稚園 教諭	猪森 志保

都道府県協議会協議主題について

「令和 8 年度 幼児教育の理解・発展推進事業 解説」

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

(出典：「初等教育資料」令和 8 年 5 月号)

(1) 都道府県協議会協議主題〈協議主題 2〉

幼児教育と小学校教育の接続による教育の充実について

(2) 協議主題解説

【協議の視点】

- ① 架け橋期の教育の改善・充実に向けて、幼児教育と小学校教育の学びの繋がりを考えるに当たり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。
- * 各地域においては、架け橋期の教育の改善・充実に向けて「幼保小の架け橋プログラム」に取り組み、幼児教育と小学校教育の接続が進められているところである。そこでは、幼児教育において育まれてきた資質・能力が小学校の生活や学習においてどのように発揮されているのかを見取るなど、子供の姿を手掛かりに、幼児教育と小学校教育の教師等が協働して子供の学びの繋がりを考えることが大切であるが、その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をどのように活用することが考えられるか。

(1) 学びの繋がりを考える

協議主題 2 については、「幼保小の架け橋プログラム事業」に採択された 19 の自治体(以下、「19 自治体」とする)による事業報告書(以下、「事業報告書」とする)と、「幼保小の架け橋プログラムのモデル地域における成果に係る調査研究成果報告書」(以下、「成果報告書」とする)における報告を基に解説する。

成果報告書においては、次に挙げる成果が示されている。

- 接続の取組を通じて、幼児教育施設と小学校の双方において様々な点で改善が進み、子供たちの学びや生活の基盤の育成につながった
- 幼児教育施設と小学校の教職員間の交流や研修、保育・授業の相互参観などを通じて、相互理解が深まり、小学校教員が幼児教育の視点を取り入れるようになった
- 小学校との交流活動を通じて、5 歳児の小学校入学に対する期待感が高まり、不安が軽減された
- スタートカリキュラムの導入・改善や、指導方法等の柔軟な調整を通じて、幼児教育施設と小学校間の段差の解消が進み、小学校の学習や生活への円滑な移行が促された

(波線は筆者による)

19 自治体の取組においてこうした成果が見られるようになった背景には、子供の姿を手掛かりにして教師等が協働して学びの繋がりを考えてきたことが挙げられる。学びの繋がりに関わっては、次のような記載もある。

2 調査の実施内容と結果

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を提示してもらうことで、幼児教育で大事にやっていることを小学校の中でも伸ばしていけるようにしなければならないという意識付けになった。〈小学校校長談〉
- 見学の後は、振り返りで「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について付箋で出してみたり、小学校の教科の学びで考えた時にどうなるかという感じで、一つの事例からいろんな見方をしたりするということをしてきている。〈幼児教育施設担任談〉

この記述からは、一人一人の幼児に生まれつつある資質・能力が、小学校にどのように繋がっていくのかを考えていくに当たって、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにしていることがうかがえる。加えて、小学校関係者の半数以上が、令和6年度時点で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を単元計画案や授業計画案を立てる際に考慮していたという結果も記載されている。

また、事業報告書からは、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」について、次のように活用していることが分かった。

- 子供の姿を読み取り、言語化するための共通言語として活用
- 幼児教育施設と小学校で、子供の発達を理解することに活用
- 5歳児の保育の改善における観点として活用
- 架け橋期のカリキュラムの作成時の「目指す子供像」として活用
- 交流活動を設計する際の「育ちの見通し」として活用

このように、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、教師等が語り合う際に子供の姿から育ちつつあることを見取る共通の視点となり得るものであり、小学校における各教科等の授業や幼児教育施設における保育の充実を図る視点ともなる。幼児教育と小学校教育の接続を推進していけるよう、子供の学びの繋がりを考えるに当たって「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」のどのような活用が考えられるかについて、具体的な事例を出し合いながら、協議していただきたい。

【協議の視点】

- ②教育の連続性・一貫性を踏まえた架け橋期のカリキュラムの作成、実施、評価、改善を具体的に実施していくためにどのような取組が必要か。
- * 各地域においては、子供に関わる全ての関係者が立場を越えて連携・協働し、架け橋期のカリキュラムの作成・実施等が進められている。一方で、架け橋期のカリキュラム検討会議等や幼児教育と小学校教育の教師等の合同研修は実施しているものの、架け橋期のカリキュラム作成に至らなかったり、作成に留まり、実施・評価・改善が進んでいなかったりするなどの課題が見られる。架け橋期のカリキュラムの作成、実施、評価、改善を積み重ねていくことができるよう、どのような取組が必要か。

(2) 子供の姿を基に取り組む

令和5年2月に取りまとめられた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」においては次のように示されている。

- 架け橋期のカリキュラムを作成した後は、その実効性を高めていくため、幼保小が架け橋期の教育や子供の姿等を共に振り返り、教育の改善・充実につなげていくことが重要である。
- 架け橋期のカリキュラムにおいて明確化された資質・能力がどのように育まれたかについて、小学校1年生の修了時期を中心に幼保小が共に振り返り、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価することが考えられる。また、当該評価を踏まえて、幼保小それぞれの教育の充実(各幼児教育施設・小学校の教育課程編成や指導計画作成等)につなげていくことが期待される。

(波線は筆者による)

事業報告書によると、19自治体においては、架け橋期のカリキュラムを作成後、幼児教育施設と小学校が共に架け橋期のカリキュラムによる実践を行い、実践の振り返りを行っている。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を評価・改善の視点として用いている例も次のように見られる。

- 幼児教育施設において、10の姿がどのように育ってきているかを見取り、指導の改善に生かす。
- 小学校における、特にスタートカリキュラムの取組において10の姿が見られるよう、活動の構成や展開を工夫する。

架け橋期のカリキュラムの作成に当たり、各幼児教育施設・小学校においては、地方自治体が定める教育に関する基本的な方針や園・校の教育目標、子供の実態等を踏まえて、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等や小学校学習指導要領を参照しながら、共通の「期待する子供像」や「育みたい資質・能力」を検討し明示することが求められる。さらに、架け橋期のカリキュラムの作成に取り組む中で「園で展開される活動」や「小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等」を具体化して、実践を重ねることが重要となる。これらのことも含め、架け橋期のカリキュラムによる実施状況を評価し、改善を図るための具体的な取組について、協議いただきたい。

(協議主題の理解を深めるために必要な資料等)

○幼稚園教育要領及び同解説

第1章 総則

第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

1 指導計画の考え方

2 指導計画の作成上の基本的事項

3 指導計画の作成上の留意事項

4 幼児理解に基づいた評価の実施

第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

1 障害のある幼児などへの指導

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び同解説

第1章 総則

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等

3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等

1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等

(5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項

2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価

(1) 指導計画の考え方

(2) 指導計画の作成上の基本的事項

(3) 指導計画の作成上の留意事項

(4) 園児の理解に基づいた評価の実施

3 特別な配慮を必要とする園児への指導

(1) 障害のある園児などへの指導

○保育所保育指針及び同解説

第1章 総則

1 保育所保育に関する基本原則

3 保育の計画及び評価

(1) 全体的な計画の作成

(2) 指導計画の作成

(3) 指導計画の展開

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

第2章 保育の内容

4 保育の実施に関して留意すべき事項 (2) 小学校との連携

○小学校学習指導要領及び同解説

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

※「第2章 各教科」における生活においては、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。」とされており、国語、算数、音楽、図画工作、体育、「第6章 特別活動」においては、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。」とされている。

- 「幼児の思いをつなぐ指導計画の作成と保育の展開」（令和3年2月 文部科学省）
- 「指導と評価に生かす記録」（令和3年10月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」
（令和4年3月 文部科学省）
- 「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料（初版）」
（令和4年3月 文部科学省）
- 「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」
（令和5年2月27日 中央教育審議会初等中等教育分科会幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会）
- 障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（令和5年3月 文部科学省）
- 「遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽” ～「やってみたい」から始まる学びの芽（知識・技能や思考力等の基礎、学びに向かう力）の育成～（動画コンテンツ）」
（令和6年4月 文部科学省）
- 「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？（幼児教育及び小学校教育関係者向けの参考資料）」（令和6年4月 文部科学省）
- 「今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告」
（令和6年10月 文部科学省）
- 「幼児教育は何のため？（幼児期の大切な学びが分かる動画）」
（令和7年4月 文部科学省）
- 「遊びは学び 学びは遊び ”やってみたいが学びの芽” ～多様な遊びから見える資質・能力を育むための園の工夫～」（令和7年4月 文部科学省）
- 「遊びは学び 学びは遊び ”やってみたいが学びの芽” ～どろだんご遊びから見える資質・能力を育むための園の工夫～」（令和7年4月 文部科学省）